

(参照条文)

■要配慮個人情報の定義

〈改正法により新設〉

◎個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（定義）

第2条（略）

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

◎個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）（抄）

（要配慮個人情報）

第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

一・二（略）

三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四・五（略）

■オプトアウト手続きによる要配慮個人情報の第三者提供の禁止

◎個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（第三者提供の制限）

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四（略）

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

〈改正前〉

（第三者提供の制限）

第23条（略）

- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(参照条文)

■要配慮個人情報を提供することについての本人同意の例外

◎個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（第三者提供の制限）

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四 （略）

2～4 （略）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一・二 （略）

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

■要配慮個人情報を取得することについての本人同意の例外

◎個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

（適正な取得）

第17条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一～五 （略）

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

◎個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）（抄）

（要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合）

第7条 法第17条第2項第6号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 法第23条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。